

香川県行政経営指針－2024－（素案）について

提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

人事・行革課 行政改革・内部統制評価グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3044/FAX:087-806-0214

E-mail:jinji-gyokaku@pref.kagawa.lg.jp

令和5年12月1日から令和6年1月4日までの1カ月間、香川県行政経営指針－2024－（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から3件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人	1件
企業	0件
団体	0件
合計	1件

〈提出されたご意見の数〉

指針に関すること	1件
取組みに関すること	2件
合計	3件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
指針に関すること	
行政経営の指針が、職員に偏りすぎているように感じます。 行政施策や事業の運営に関連する内容も、指針や内容に含むのが良いと思います。	本指針は、本県の総合計画の基本目標の実現を行政運営の面から下支えすることを目的に策定するものです。総合計画が、県政運営の基本指針として、県が取り組む施策を総合的、体系的に示したものであるのに対し、本指針は、行政運営の基本指針として、県庁の組織運営や人材育成、業務の進め方等の方針を示すものです。 県が取り組む施策については、総合計画である「 『人生100年時代のフロンティア 県・香川』実現計画 」に記載しています。 事業の運営については、本指針の「 IV ビジョンの実現に向けた取組み 」において、多様な団体との連携やデジタル技術の利活用により効果的・効率的に実施すること、現場主義に立って企画・検証・改善を行うこと等を記載しています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
取組みに関すること	
<p>専門的な知識が必要な時に、国内と国外の学問の専門家を審議会や事業運営で活用することを「連携による実施」に記載する方が良いと思います。</p>	<p>県では、県政に対する県民の幅広い意見の反映等を図るため、必要に応じて審議会等の附属機関や行政運営上の会合を設置し、有識者からの意見聴取等を行っています。事業の執行にあたっては、専門家をアドバイザーとして招聘する等により、事業をより良いものにするよう努めているところです。</p> <p>県政の推進にあたっては、引き続き幅広い意見の反映に努めてまいります。</p>
<p>職員や県民のダイバーシティ(人種、民族、宗教、性的嗜好、の多様性)を重要にすることを「行政マネジメントの推進」に記載すべきです。現在の日本の社会や行政機関では、まだかなり不十分で、改善が必要です。</p>	<p>職員向けには、本指針の「IV ビジョンの実現に向けた取組み」において、職員がお互いの違いや背景を尊重し、その力を最大限発揮できるよう、働きやすい職場づくりを行うことを記載しています。</p> <p>県民向けには、総合計画の「第5章 計画推進のために」において、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすSDGsの視点を取り入れながら、各種の施策に取り組むことを記載しています。</p>